

# 花の里緑道 現況調書

## 1 公園の設置目的

花の里緑道は、JR高崎線「北鴻巣駅」の北東約1.5kmに位置する、上越新幹線に沿った延長約1.5km、幅員25mの緑道です。

この緑道はさきたま緑道に接続しており、県民の散策やサイクリングなどの場として利用されると共に、緑のネットワークを形成し、また、災害時の避難路としても活用されるものです。

## 2 公園の概要

- (1) 位置 行田市大字野、鴻巣市屈巢地内
- (2) 開設年月日 平成12年10月
- (3) 公園面積 2.6ha
- (4) 主な施設

[施設区分]	[施設名]	有料	無料
1 [修景施設]	高木、低木植栽(5,000㎡)、花壇(2箇所:20㎡/1箇所)		○
2 [休養施設]	四阿(1棟)、ベンチ(14脚)、芝生広場		○
3 [運動施設]	サイクリングロード		○
	遊歩道		○

4 [便益施設]	園内灯(50灯)、水飲み場(1箇所)、ソーラー時計(1台) 道程標(多数)		○
5 [管理施設]	木製の車止め(多数)、コンポスト(2箇所)		○

### (5) 主な建物(建築物)

- ・花の里緑道 建物一覧表参照(別紙1)

## 3 施設供用日、供用時間等

[施設名]	[開設期間・日数]	[開園時間]	[休園日]
園内	令和4年4月1日～令和5年3月31日	終日	なし

## 4 職員体制

### (1) 職員配置

職員は常駐していない。  
さきたま緑道と兼務。

### (2) 勤務体制

(単位：人)

		土・日	月	火～金	勤務時間	備考
日勤帯	常勤	2～3	1～2	2～3	8:30～17:15	
	非常勤	4～5	4～5	4～5	8:30～17:15	
	臨時	1		1	8:30～17:15	
	計	6～8	5～7	6～8	8:30～17:15	
朝夜帯	常勤				～	
	非常勤				～	
	臨時				～	
	計				～	

## 5 管理実態

### (1) 園地図

- ・花の里緑道 園地図参照（別紙2）

### (2) 管理業務

- ・花の里緑道 現状管理業務一覧参照（別紙3）
- ・花の里緑道 管理費内訳及び収入実績参照（別紙4）

### (3) 主要設備機器

- ・花の里緑道 主要設備機器一覧表参照（別紙5）

### (4) 施設運営電力等契約状況

- 電気（契約種別・契約電力）
- 電話
- 上水道（契約口径・引込数） ○ガス（用途）
- 軽油（用途）

### (5) 遊具点検

なし

### (6) 運動施設管理（建築物を伴うものを除く）

なし

### (7) 修繕リスト

- ・花の里緑道 修繕工事一覧参照（別紙6）

### (8) 有料施設の利用状況

- ・花の里緑道 有料施設利用状況参照（別紙7）

### (9) 設置・占用・行為許可の状況

- ・花の里緑道 設置・占用・行為許可一覧参照（別紙8）

## (10) 貸与可能備品

- ・花の里緑道 備品台帳参照（別紙9）

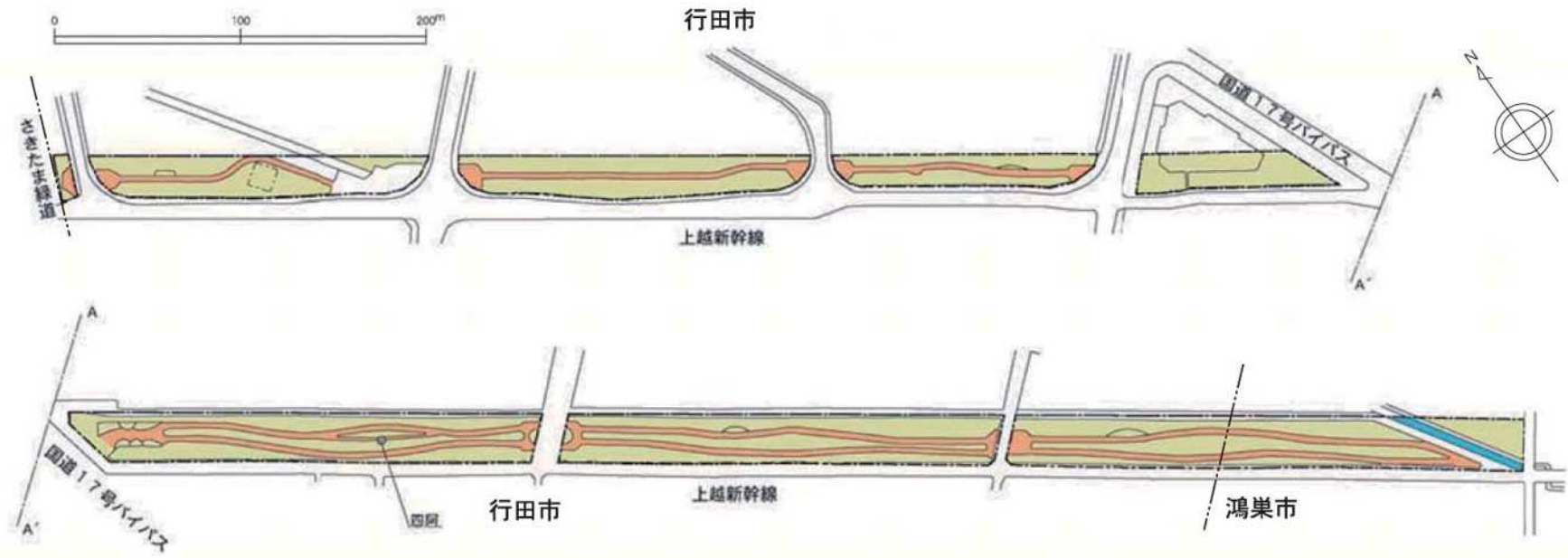
## 6 特記事項

- 一般道路が緑道を横切っている部分があり、歩行者等の安全への配慮が必要である。
- 可燃ゴミの不法投棄  
新幹線高架下の市道に隣接しているため、不法にゴミが投棄されることがあり、頻繁に回収作業が必要となっている。
- 喫煙所の設置  
園内は全面禁煙となっていることから設置なし。

## 花の里緑道公園 建物一覧表

施設名	建設年月日	増築年月日	構造	階数	建築面積 ( $\text{m}^2$ )	延床面積 ( $\text{m}^2$ )
四阿	不明		木造 板瓦柿葺き	1	9.00	9.00
				計	9.00	9.00

# 花の里緑道



## 花の里緑道 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
1	園地管理業務	芝生刈込 機械刈込・集草あり 9,600㎡(5回/年) 草刈 機械除草6,400㎡(5回/年) 低木刈込(寄せ植え) 5,000㎡(1回/年) 低木除草(平地～斜地・普通)5,000㎡(1回/年) 高木剪定(支障枝、枯枝) 適宜 枯損木伐採 適宜 落枝回収 適宜 草花植付(花壇草) 40㎡(春・秋)

## さきたま緑道 現状管理業務一覧

	業務名	業務内容
2	清掃業務	建物内外の生活環境を衛生的に保持し、利用者に対して清潔、快適な環境を提供する。 園路ゴミ拾い 週6回
3	警備業務	週6回巡回を行い、不法投棄・不審者等を見回っている。
4	電気設備保守点検業務	照明灯不点点検(2ヶ月に1回)



## さきたま緑道・花の里緑道 管理費内訳及び収入実績

(千円)

		令和2年度	令和3年度
管理 経費	人件費	13,912	13,040
	消耗品費	173	254
	修繕費	1,462	384
	光熱水費	1,794	2,065
	責任保険料	53	61
	手数料	9	10
	委託料	1,688	1,787
	租税公課	2	0
	その他	1,549	2,610
	合計	20,642	20,211

収 入	委託料収入	18,916	20,769
	利用料金収入	0	30
	自主事業収入	670	656
	合計	19,586	21,455

管理費経費－収入	1,056	-1,244
----------	-------	--------

## 花の里緑道 主要設備機器一覧表

機 器 名	仕 様 ・ 能 力	台数	備 考
引込式分電盤	共架式分電盤 1φ100V-50/20ATX1回路	3	
	共架式分電盤 1φ2W100V-50Hz/40ATX2回路(20AX2)WHMスペース	3	

## 花の里緑道 修繕工事一覧

(単位 円 消費税込み)

令和 2 年 度		令和 3 年 度	
修 繕 名	金 額	修 繕 名	金 額
なし		なし	
合 計	0	合 計	0

※ この表は、一件の修繕で20万円以上のものを記載しています。

さきたま緑道・花の里緑道  
設置・管理・占用許可一覧

R4.4.1現在

許可種類	申請目的	申請箇所	面積・数量等	許可申請期間		期間
				始期	終期	
設置	便益施設(自動販売機)	園内	6台	H30.4.1	R5.3.31	5年
設置	掲示板	園内	4基	H30.4.1	R5.3.31	5年
設置	ボックスカルバート	園内	9. 55㎡	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	防災無線屋外子局	園内	1基 0. 36㎡	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	支線、管路、引上管	園内	1本、32.9m 1m	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	管路	園内	0. 3㎡	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	支柱、支線	園内	2本	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	道路案内標識板	園内	1基	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	案内板	園内	2基	R2.4.1	R12.3.31	10年
占用	基準点	園内	7箇所	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	ボックスサイホン	園内	158. 5㎡	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	電柱、支線、電線	園内	69本 4. 139m	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	特別高圧架空送電線	園内	435. 7m	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	特別高圧架空送電線	園内	1, 043. 7m	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	水道管	園内	6. 16㎡	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	案内看板	園内	1基	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	支線	園内	1本	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	支線	園内	1本	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	公衆電話ボックス	園内	2基	R3.4.1	R6.3.31	3年
占用	電柱、支線、電線	園内	32本 2. 971m	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	下水道設備	園内	52㎡	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	下水道設備、ケーブル	園内	6. 6㎡ 0. 9m	R4.4.1	R7.3.31	3年
占用	支柱	園内	1本	H31.4.1	R11.3.31	10年
占用	電柱、支線、電線	園内	4本 55m	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	支線	園内	1本	R3.4.1	R13.3.31	10年
占用	電柱、支線、電線	園内	2本 33m	H31.4.1	R11.3.31	10年



## 利用料金等の設定（花の里緑道）

### （1）利用料金

ア 施設利用：なし

#### イ 行為許可

行 為	現 行 料 金 (円)
物品の販売、興行その他の営業行為	一日 14円 / m <sup>2</sup>
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	一日 8円 / m <sup>2</sup>
上記以外のイベントを行う場合	一日 17円 / m <sup>2</sup>
業として行う写真の撮影	半日 360円 / 件 一日 740円 / 件
業として行う映画等の撮影	半日 14,800円 / 件 一日 29,800円 / 件
広告物の表示	一日 2,090円 / m <sup>2</sup> （表示面積）

\*行為許可を受けるものが、国または地方公共団体、または利用料金が高額な場合、または指定管理者が適当と認めた場合は、請求書を発行し、事前振り込みとする。その場合の入金期限は、請求書の発行から1か月以内とする。

### （2） 自主事業

ア 現状：なし

## 指定管理業務に関する特記仕様書（花の里緑道）

公園管理に当たり、下記の事項について遵守すること。

### 記

- 1 別添の「有資格者の選任等一覧」のとおり有資格者を配置すること。
- 2 供用日及び供用時間については、別添の現況調書に記載されている水準を下回らないように配慮すること。
- 3 利用料金の設定に当たっては、次の点を踏まえること。
  - (1) 他の県営都市公園の料金と比較しても妥当な額であること。
  - (2) 国又は県が主催する事業に使用する場合は免除とし、共催する事業に使用する場合は1/2以上を減額すること。
- 4 植物管理業務について  
公園内の樹木について、県では今後「樹木管理計画」を策定し、適正な維持管理を行っていく予定である。指定管理者は樹木管理について毎年度、県と協議の上、適正管理を求める予定であることに留意すること。
- 5 防犯対策に配慮すること。  
埼玉県防犯のまちづくり推進条例に規定する防犯上の指針に基づき適正に管理すること。
- 6 地元ボランティア団体等との連携を図ること。  
地域に根ざした公園となるように、地元ボランティア団体等と連携した公園管理を行うよう努めること。
- 7 設置許可施設との協力体制に努めること。  
都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の許可を受けて、当公園内に施設を設けている者とは、互いに協力して管理を実施し、当公園のより一層の発展に努めること。
- 8 クビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシの発生予防等について  
近年、埼玉県内で増殖が確認され、樹木に被害を与えるクビアカツヤカミキリとカシノナガキクイムシについて、発生の予防に努め、発生が確認された場合は、基本協定書（案）別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分(案)」に

より、県と連携して必要な対策を実施すること。

#### **9 本書の定めのない事項**

本書に定めのない事項が発生した時、その都度、県と迅速に誠意をもって協議し、その指示に従うこと。